

大分市公共下水道事業経営評価委員会の会議の傍聴規程

(目的)

第1条 この規程は、大分市公共下水道事業経営評価委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 何人も会議を傍聴できるものとする。

2 会議の傍聴者の定員は10人以内とし、先着順とする。ただし、委員長が必要と認める場合は抽選とすることができる。

(傍聴手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の15分前から開催予定時刻までに受付にて傍聴申込書に住所及び氏名など所定の事項を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

3 傍聴人に提供する資料は事項書のみとし、会議資料は閲覧できるよう数部会場に備え置くこととする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

(1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器、写真撮影が可能な機器、録音機器等その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者

(2) はちまき、たすきその他これらに類するものを着用している者

(3) 酒気を帯びている者

(4) その他会場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないとする者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 委員長の指示に従うこと

(2) 会場において発言し、拍手し、又はけん騒な行為を行わないこと。

(3) 写真等を撮影し、又は審議における発言等を録音しないこと。

(4) その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。

(報道機関の傍聴)

第6条 報道機関は、傍聴定員の外とし、委員長の指示に従い傍聴できるものとする。

2 報道機関は、写真等の撮影は会議の冒頭とし、会議における発言の録音をしてはならない。

(退去措置)

第7条 傍聴者が第5条及び第6条の規定に違反し、委員長の指示に従わない場合は、委員長は退場を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年11月13日から施行する。

傍聴についての注意事項

大分市公共下水道事業経営評価委員会

委員長 高見 博之

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻の30分前から10分前までに、会場の受付で2～4の遵守事項等に同意した上で、傍聴希望者受付票に氏名、住所等を記入し、傍聴の承認を受けた後、事務局員の指示に従って会場に入場してください。
- (2) 傍聴の承認は、傍聴希望者受付票を記入した傍聴希望者の順に行います。
- (3) 前号の規定にかかわらず、傍聴希望者の数が、定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定し、傍聴の承認を行います。
- (4) 傍聴の承認を受けた方には、傍聴承認書を交付しますので、会場への入場の際は、事務局員に提示してください。

2 傍聴を承認しない者

傍聴希望者が次のいずれかに該当するときは、当該傍聴希望者の傍聴を承認しません。

- (1) 凶器その他他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカードその他示威行為のために利用すると認められるものを携帯している者
- (3) ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会等の会議の秩序を乱し、又は当該会議の審議等を阻害する行為をするおそれがあると認められる者

3 傍聴に当たっての遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) 会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (7) 会議中において、非公開に係る事項を審議等しようとするとき、又は想定に反し非公開とすべき事項を審議等する必要が生じた場合において当該非公開の決定がなされたときは、直ちに会場から退場すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の審議等を阻害する行為をしないこと。

4 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、事務局員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、上記3に規定する遵守事項を守らない場合は、これを注意します。注意を受けてもこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

大分市公共下水道事業経営評価委員会傍聴承認書

平成 年 月 日開催の大分市公共下水道事業経営評価委員会の会議の傍聴を承認します。

大分市公共下水道事業経営評価委員会
委員長 高見 博之

(裏面)

大分市公共下水道事業経営評価委員会の会議の傍聴に関する注意事項

1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議の会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議中において、非公開に係る事項を審議等しようとするとき、又は想定に反し非公開とすべき事項を審議等する必要性が生じた場合において当該非公開の決定がなされたときは、直ちに会議の会場から退場すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の審議等を阻害する行為をしないこと。

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、事務局員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴するに当たり上記の規定による遵守事項を守らないときは、会長は、これを注意し、なおこれに従わないときは、会場から退場していただく場合があります。